

ヘルシーパスお取引基本約款（会員規約）

2018年4月1日

株式会社ヘルシーパス（以下、「当社」といいます）は、医科・歯科を主とする医療機関（以下「注文主」といいます）との取引にあたり、取引基本約款（以下「本約款」という）を作成し、当社商品（以下「本商品」といいます）の個別取引（以下「本件取引」といいます）に関して以下のとおり基本的事項を定めるものとします。

第1条（本約款の適用）

1. 本約款は本商品の売買取引に関する基本事項を定めたものであり、本件取引に共通に適用します。
2. 注文主が別途、当社と基本的な条件を規定した契約書（以下「取引基本契約書」という）を締結している場合は、取引基本契約書が本約款に優先して適用されます。

第2条（対象品目）

本約款に基づいて売買する本商品の対象品目は、「注文用紙」「当社ウェブサイト」等にて、別に定めるものとします。

第3条（個別契約）

1. 本約款に定める事項の他、本商品の品名、規格、包装単位、数量、支払方法、受渡期日、受渡場所、その他売買に必要な事項は、当社作成の注文用紙もしくは、当社ウェブサイトの注文ページ、またはこれに準ずる方法（以下、「個別契約という」）に記載して定めるものとします。
2. 注文主による注文は、前項の注文用紙のFAXや郵送、当社ウェブサイトの注文ページの利用、電話などによって行われるものとします。
3. 本条第一項以外に、注文主からオリジナル設計の商品を要望された場合は、当社から別途見積書を提出し、これに対して注文主から発注書を送付して頂くこととします。
4. 注文や発注を行う場合、注文主は本約款を了承したものとします。
5. 個別契約は、発注いただいた注文を当社が異議なく承諾したときに、成立するものとします。

第4条（本商品の受渡し）

1. 当社は、個別契約に記載された期日、場所、所定の手続きにより本商品を引き渡します。
2. 注文主は当社からの本商品引渡後すみやかに検品を行ってください。検品により何ら問題なかった場合は、受渡を証する書面（宅配会社の送付状、伝票等）へのサイン又は受領印をもって、本商品の受渡は完了します。

第5条（所有権及び危険負担の移転）

1. 本商品の所有権は、第7条に定める本商品の代金の支払いが完了し、本商品が注文主に届き、受渡が完了した時点で当社から注文主に移転するものとします。
2. 受渡が完了する前に本商品について生じた損害は、注文主の責めに帰すべき事由によるものを除き当社の

負担とし、受渡された後本商品について生じた損害は、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き注文主の負担とします。

第6条（瑕疵、数量不足等）

注文主は、受渡した本商品が、品名、規格、包装単位及び数量が注文と異なった場合、または瑕疵があった場合は、速やかに当社に本商品の引き取り、追加納入、良品との交換を請求してください。ただし、受渡し完了後1ヶ月を経過したときは、当社は当該請求を拒むことができるものとします。

第7条（支払条件）

支払方法は、代金引換、クレジットカード、事前振込みなど、個別契約で定めます。

第8条（品質等の保証）

当社は、納入する本商品の品質、規格表示等は関係法規に定める事項に適合していることを保証します。

第9条（返品）

1. 当社に本商品を返品することができる条件は、以下の通りです。
 - ①受渡しした本商品に数量超過、または瑕疵があった場合
 - ②受渡しした本商品に隠れたる瑕疵（検収では通常発見することができない瑕疵）が発見された場合
 - ③受渡しした商品について、当社が回収指示を行った場合
2. 第1項第2号に基づいて本商品を返品する場合、注文主は瑕疵発見後、遅滞なくこれを行ってください。注文主は、受渡しされた時から6か月間その返品する権利を行使することができるものとします。この場合は、同瑕疵に起因して損害を被ったときは、当社に対して相当と認められる範囲で賠償を請求することができるものとします。
3. 第1項に規定する場合以外の返品を行う場合は、その取扱いについて協議するものとします。

第10条（製造物責任）

当社は、注文主が第三者に販売した本商品の製造物責任を負い、注文主は情報提供等の協力をするものとします。ただし、第三者の被った被害が注文主の商品管理上の原因により発生した場合、および製造物責任法第4条第1項で規定されている通り、本商品を引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該商品にその欠陥があることを認識することができなかつた場合は、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

1. 本約款、または本約款に基づいて締結した個別契約に伴って取得した相手方の企業情報、営業情報、技術情報等の情報（以下「秘密情報」という）を、本約款または個別契約の履行の目的外の目的に使用、利用してはなりません。
2. 前項に定める相手方の秘密情報は、知る必要のある自己の役員または従業員、もしくは社外専門家等に関し、必要最小限の範囲で開示することができるものとし、事前の承諾なく第三者に開示、漏えいしてはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、本条の適用外とします。

①開示の時点ですでに公知のもの、または、開示後、情報を受領した当事者（以下、「受領者」という。）の責によらずして公知となったもの

②開示の時点ですでに受領者が保持しているもの

③受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

④開示された情報によらずして、受領者が独自に開発したもの

第 12 条（契約義務不履行等）

1. 契約当事者の一方が次のいずれかに該当した場合は、相手方当事者によるなんらかの通知、催告がなされなくとも、残債務の全額について期限の利益を失い、相手方当事者に対し、直ちに現金をもって支払うものとします。

①その財産に対し、差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立をうけ、または公租公課の滞納処分を受ける等、事業の継続が著しく困難になったと認められる場合

②民事再生、会社更生の手続き開始、もしくは破産の申立があった場合

③清算を開始した場合、または会社（法人および個人）の重要な事業を他に譲渡した場合

④自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手が不渡りになった場合、または支払いを停止し、もしくは支払い不能の状況にある場合

⑤法、その他関係法令に基づく行政処分を受けたことにより営業等に支障をきたした場合

⑥本契約に違反し、相当期間をもって是正するように催促されたにもかかわらず是正しなかった場合、または相互の信頼関係を著しく損なう重大な契約違反もしくは行為があった場合

2. 注文主が前項各号のいずれかに該当した場合において、当社は注文主が保有する商品で代金未払いのものの返還を請求します。

3. 契約当事者の一方が第 1 項各号のいずれかに該当したとき、他方当事者は個別取引の全部、または一部を解除することができることにします。この解除権の行使は、他方当事者に対する損害賠償の請求を何ら妨げないものとします。

第 13 条（損害賠償）

本約款に別段の定めがある場合を除き、相手方が本約款、個別契約またはその他契約に違反することにより損害を受けた場合は、相手方に対して損害賠償を請求できるものとします。

第 14 条（法令遵守）

1. 契約当事者は、法令を遵守し、公正かつ適正に本約款および個別契約を履行するものとし、相手方の役員、従業員あるいは関係する取引先および公務員に賄賂や違法な便宜の提供、または受領してはなりません。

2. 本商品のうち、サプリメント（健康食品）は、医薬品とは異なりますので、注文主および当社は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の関連法規を遵守するものとします。

第 15 条（プライバシーポリシーへの同意）

注文主が当社に発注する際、もしくは第三者に販売する際には、当社は注文主が当社のプライバシーポリシーを同意したものとみなします。

2. 当社のプライバシーポリシーは、書面の形でお知らせする他、当社ウェブサイトでご覧できるようにするものとします。

第 16 条（第三者に販売する際の留意事項）

1. 注文主が本商品を第三者に販売する場合、本商品の摂取が健康にプラスになる様、本商品に含まれる成分についての情報提供、医薬品との相互作用、摂取方法のアドバイスなどに留意してください。
2. 本商品を第三者に販売する際には、WEB サイト、仮想商店街（サイバーモール）、通信販売、クリニック以外の店舗等、不特定多数の方が購入できる状態での販売はお止めください。

第 17 条（反社会的勢力に関わる解除）

注文主が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告も要せず個別契約の全部または一部の解除ができるものとします。注文主はこれにより当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合、あるいは暴力団等であるおそれが高いと客観的に認められる場合
- ②代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有するものが暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等密接な関係がある場合
- ③自ら、または第三者を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
- ④自ら、または第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- ⑤自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

第 18 条（不可抗力）

天変地異その他、当社および注文主の責に帰し得ない事由により、本約款または個別契約の全部もしくは一部の履行が遅延し、または不能になった場合は、当社および注文主とも免責され、協議のうえ善後策をこうじるものとします。

第 19 条（準拠法、合意管轄）

本約款は日本国法に準拠し、本約款に関する紛争が起きた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第 20 条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合の契約条件は変更後の約款によります。
2. 前項の場合、当社は事前に当該変更により影響を受ける注文主（契約者）に、当社が定める方法にて通知または公表します。

第 21 条（第三者への委託）

当社は、本約款に関わる業務の全部または一部を、注文主の同意なく、第三者に委託することがあります。

第 22 条（知的財産権）

注文主が、第三者の著作権その他知的財産権を侵害したことによって生じた一切の紛争並びに損害について、当社はその責に任じないものとします。

第 23 条（注文主への通知等）

1. 本約款に基づき当社が注文主に対して行う通知、その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、注文主が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 前項の連絡先に変更がある場合において、注文主が当社に対して該当連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、注文主に通知等が到達しなかった場合でも、当該通知が通常注文主に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。

第 24 条（遅延損害金）

1. 注文主は、代金、割増金又は違約金等（以下、「代金等」といいます。）を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
2. 注文主が商品の代金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、サービスの提供を停止する場合があります。

第 25 条（協議）

本約款に定めのない事項については、当社と注文主との協議によって定めるものとします。

附則

本約款は 2018 年 4 月 1 日から施行されます。